

京都市告示第368号

京都市元離宮二条城条例第2条及び第5条の規定に基づき、元離宮二条城の開城時間、休城日及び入城料を、また京都市元離宮二条城条例施行規則第1条の規定に基づき、元離宮二条城の入城受付時間を次のとおり一部変更します。

平成29年10月3日

京都市長 門川 大作

1 変更する日

平成29年12月5日（火）、12日（火）、19日（火）、26日（火）から同月28日（木）まで及び平成30年1月1日（月）から同月4日（木）まで、9日（火）、16日（火）、23日（火）、30日（火）を臨時開城する。

2 開城時間、受付時間

平成29年12月26日（火）から同月28日（木）まで及び平成30年1月1日（月）から同月4日（木）までは、開城時間を午前10時から午後4時までとし、受付時間を午前10時から午後3時までとする。

なお、二之丸御殿については公開しない。

3 入城料

当該期間の入城料を一般個人400円（通常600円）、一般団体400円（同500円）及び中高生200円（同350円）に減額する。

なお、小学生の入城料については減額しない。

（元離宮二条城事務所）